

ご旅行条件書（国内募集型企画旅行）

■ お申し込みの際は必ず印刷の上この旅行条件書をお読みください。

■ この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

〔1〕募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、近江トラベル株式会社（以下「当社」といいます。）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット又はホームページ、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社旅行業務款募集型企画旅行契約の部によります。
- (3) 当社は、お客様が当社の旅行に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配、旅程管理することを引き受けます。

〔2〕旅行のお申し込み及び契約成立

- (1) ①当社②当社の受託営業所（①②を併せて「当社ら」といいます。）にて当社のお申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金または旅行代金を添えてお申込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱いします。
- (2) お申込金（おひとり）

旅行代金	お申込金（お一人様）
日 帰 り 旅行	全 額
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%

- (3) 当社らは、電話、郵便及びファクシミリ、電子メール、インターネットおよびその他の通信手段（以下「電話等」という）による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込書とお申込金を支払っていただきます。この期間内にお申込書とお申込金の支払いがなされない場合は、当社は予約は承諾しなかったものとして取り扱います。
- (4) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、お申込金を受領したときに成立するものとし、
- (5) 団体・グループ契約
①当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については本項②～⑤の規定を適用します。
②当社は、契約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成員」といいます。）の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。
③契約責任者は当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。
④当社は契約責任者が構成員に対して親に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではないものとします。
⑤当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

〔3〕お申し込み条件

- (1) 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (3) 身体に障害のある方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬をお連れの方、その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的範囲でこれに応じます。なお、この場合利用機関等の求めにより医師の診断書を提出していただく場合があります。又、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者／介助者の同行などを条件とさせていただきますが、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただきますが、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするが、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途条件でお受けすることがあります。
- (6) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要で、
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (8) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (9) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

〔4〕通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の依頼への「会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受け付ける場合があります。

- (1) 通信契約についても当社「旅行業務款募集型企画旅行契約の部」に準拠します。
- (2) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
- (3) 通信契約のお申し込みの際に、会員は、お申し込みをしようとする「企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期間」等を当社らにお申し出いただきます。
- (4) 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発した時に成立します。ただし、当社らがe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。電話によるお申し込みの場合は、お申し込みを当社らが受託した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社らが契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。
- (5) 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます場合があります。
- (6) 当社らは、提携会社のカードにより所定の依頼への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
- (7) 携帯情報端末（モド等）ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
- (8) 会員の通信機器に前(7)にかかわる記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

〔5〕契約書面及び最終旅行日程表

- (1) 第2項(4)に定める契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。
- (2) 当社は、お客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を予め契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に募集型企画旅行のお申し込みがなされた場合には、旅行開始日までに交付します。
- (3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面の、本項(2)における当該最終旅行日程表に記載するところに特定されます。

〔6〕旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日計算でさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定

近江トラベル株式会社

〒522-0010 滋賀県彦根市駅東町1番1号 近江鉄道ビル隣
観光庁長官登録旅行業第2072号 （一社）全国旅行業協会会員

する期日までにお支払いいただきます。

〔7〕旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用コースは満3歳以上）12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

〔8〕旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないがざりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、旅行取扱料金及び消費税等諸税。
- (2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても払戻はいたしません。

〔9〕旅行代金に含まれないもの

第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（規定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) クリーニング代、電報電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (3) 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費
- (4) お一人部屋を使用される場合の追加代金
- (5) ご希望者のみ参加されるオプションプラン（別途料金の小旅行）の代金
- (6) お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金（見学科・食事代・写真代・交通費等）
- (7) ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

〔10〕旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を中止するか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

〔11〕旅行代金の額の変更

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

- (1) 利用する運搬機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額となる金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- (2) 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更増額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。但し、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用はお客様の負担とします。
- (4) 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金と異なる旨をパンフレット等に記載した場合には、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

〔12〕お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。
- (2) 本項(1)の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生じます。

〔13〕お客様による旅行契約の解除・払戻し

(1) 旅行開始前

- ①お客様は第15項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、当社は既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。取消料を申込金でまかなえないときは、差額を申し受けます。なお、表でいう「旅行契約の取消日」とは、当社らの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
- ②お客様は下記に該当する場合は取消料なくして旅行契約を解除することができます。
a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
b. 第11項に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき
c. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
d. 当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

(2) 旅行開始後

- ①お客様のご都合により途中で離脱された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は旅行代金の支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限り。）を差し引いたものをお客様に払い戻します。

〔14〕当社による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

- ①お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
- ②当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
d. お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目にあたる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
e. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
f. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能になったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
③当社は本項①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。
- また、本項②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいはお申込金）の全額を払い戻しいたします。

(2) 旅行開始後

- ①当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき
b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、またはこれらの方または同行する他の旅行者に対しての暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げたとき。

- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- ②当社は本項(2)①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- ③当社は、本項(2)①のa.c.の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様ののご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けまます。

〔15〕取消料

【グランスノー奥伊吹シャトルバス送迎】

- ・前日17:00まで
取消料無料

- ・前日17:00以降～翌日8:40まで
専用フォームにて必要事項をご連絡いただいた場合のみ
チケット代の『キャンセル料50%』と『振込手数料』を
差し引いた金額をご指定の口座に返金させていただきます

- (2)当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づき、お取り消しになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。
- (4)貸切船舶を利用する旅行契約の場合は当該船舶に係る取消料の規定によります。
- (5)お客様が旅行開始日の集合時刻に間に合わず、結果として旅行契約を解除された場合も、上表の取消料をお支払いいただきます。

〔16〕旅行代金の払戻しの時期

当社は、第1項及び第13、14、15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、その分を差し引いたものをお客様に払い戻します。

〔17〕旅程管理及び添乗員等の業務

- (1)当社は、旅行の内容により添乗員その他の者(以下「添乗員等」といいます。)を同行させ旅程管理業務その他当社が必要と認める業務を行なわせます。添乗員等の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員等の指示に従っていただきます。お客様が添乗員等の指示に従わず、団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であっても、そのお客様の以後の旅行契約を解除することとなります。添乗員等の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2)添乗員が同行しない旅行にあっては必要なく、お支払いいただくもので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

〔18〕当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- (2)例えば、お客様が次に掲げるような事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令、感染症による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止・事故・火災又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ③自由行動中の事故
- ④食物中毒
- ⑤盗難
- ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮
- (3)当社は、手荷物のついて生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1人につき15万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償します。

〔19〕お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は旅行開始後に、契約書面の記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社または当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

〔20〕特別補償

- (1)当社は第19項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円を支払います。旅行品にかかる損害補償金は、旅行者1名につき15万円をもつて限度とします。(但し、補償対象品の1個または1対について10万円を限度とし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みフィルム磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器(コンピュータカード及びその周辺装置等の周辺機器)で直接処理を行える記録媒体に記録された情報、その他約款の「特別補償規程」第18条2項に定める品目については補償しません。)
- (2)当社が第19項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害補償金の一部又は全部に充当します。
- (3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が主催するものについては、主たる旅行契約の一部として取り扱います。
- (4)但し、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害に対する補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (5)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、スノーシュー、ハングライダー搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

〔21〕旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該

変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。又、次の①②③の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

- ①下記に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の運賃、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)
- 旅行日程に支障をもたらす悪天候を含む天災地変
 - 戦乱
 - 暴動
 - 官公署の命令
 - 欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
 - 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画にない運送サービスの提供
 - 旅行参加者の生命又は身体上の安全確保のために必要な措置
- ②第13項(1)と第14項(1)での規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
- ③パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合。
- (2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額をもつて限度とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
- (4)当社は、お客様の同意を得て、金額による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供を持って補償を行なうことがあります。

〈変更補償金の表〉

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①募集パンフレット等に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②募集パンフレット等に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
③募集パンフレット等に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
④募集パンフレット等に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤募集パンフレット等に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
⑥募集パンフレット等に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑦募集パンフレット等に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑧前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より後に旅行客に通知した場合をいいます。

注2:確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3:第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4:第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5:第4号又は第8号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6:第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号によります。

〔22〕個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。
- ※このほか、当社では、(1)当社及び当社と提携する会社の商品やサービス、キャンペーンのご案内(2)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い(3)アンケートのお願い(4)特典サービスの提供(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (2)当社は、当社が保有するお客様の個人情報のうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡に必要と認められる最小限の範囲のものについて、当社グループ会社との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ会社は、それぞれの会社の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これらを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ会社の名称及び各会社における個人情報保護方針については、当社グループホームページの個人情報保護方針(<http://www.ohmitetudo.co.jp/privacypolicy/top/index.html>)をご参照ください。
- (3)当社は旅行先でのお客様の買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に関する個人データを、あらかじめ電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、該当するパンフレットに記載する旅行申込窓口宛に出発の10日前までに申し出ください。(注:10日前が土・日・祝日の場合はその前日までに申し出下さい。)

〔23〕その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3)現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (4)旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知下さい。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (5)集合時刻は厳守して下さい。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いかねます。
- (6)事故、大豊をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万が一帰路が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなくてはならない事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- (7)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (8)国内旅行保険について、安心してご旅行をいただくため、お客様ご自身で保険に加入することを勧めます。国内旅行保険については当社らの係員にお問合わせください。

〔24〕募集型企画旅行約款について

この条件書に定めない事項については当社旅行予約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

〔25〕ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2020年4月1日を基準としています。
旅行代金算出の基準日は、各パンフレットに記載しています。

○旅行企画・実施

近江トラベル株式会社

〒522-0010 滋賀県彦根市駅東町15番1 近江鉄道ビル1階
観光庁登録旅行業第2072号 (一社)全国旅行業協会会員